

令和3年議員提出議案第1号

江南市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び江南市議会会議規則（昭和50年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。

令和3年6月30日提出

江南市議会議長

堀 元 様

提出者

河 合 正 猛
牧 野 圭 佑
鈴 木 貢
掛 布 まち子
大 藪 豊 数

提案理由

この案を提出するのは、行政手続等における書面規制、押印、対面規制の見直しに伴い、所要の整備を図る必要があるからであります。

江南市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）

江南市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊤」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参 考)

江南市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧
対照表

新
<p>(収支報告書の提出)</p> <p>第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書(別記様式。以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>別記様式(第7条関係)</p> <p>政務活動費収支報告等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: right;">年 月 日</p><p>江南市議会議長</p><p style="text-align: center;">会派名 経理責任者名</p><p style="text-align: center;">年度政務活動費収支報告について</p><p>江南市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。</p></div>

旧

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書(別記様式。以下「収支報告書」という。)を作成し、議長に提出しなければならない。

2及び3 (略)

別記様式(第7条関係)

政務活動費収支報告等

年 月 日

江南市議会議長

会派名

経理責任者名

㊟

年度政務活動費収支報告について

江南市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。